

吹田市水洗便所改造資金融資あっ旋制度について

水洗便所への改造工事等を行うとき、希望により市のあっ旋で特定の金融機関から融資を受けることができます。(ただし、新設・増設は除きます。) 融資あっ旋の時期は、工事費を確定するため工事の完了検査の合格後になります。

(1) 融資を受けられる要件

- 申込人
- ① 大阪府下(一部を除く)在住で、独立の生計を営む者であること。
 - ② 借入金の償還能力を有すること。
 - ③ 市税(市民税・固定資産税等)、下水道受益者負担金等を納入していること。
 - ④ 自己資金のみでは改造資金の全部を一時に負担することが困難であること。
 - ⑤ 償還能力を有する確実な保証人があること。

- 保証人
- ① 独立の生計を営む者であること。(申込人と同居していないことが望ましい。)
 - ② 大阪府下(一部を除く)在住で、融資を受けた者にかわって償還できる確実な能力を有する者であること。

(2) 融資限度額

くみ取り便所	大便器1個までは50万円。2個以上の場合、1個増すごとに30万円を加えた額
10人槽以下の浄化槽切替え	1槽につき30万円
10人槽を超える浄化槽切替え	大便器の設置数が最も多い階の大便器の数に15万円を乗じて得た額に30万円を加えた額

(3) 返済方法

借入の翌月から元利均等36か月分割払いです。利息はアド・オン方式年2.5%です。貸付金の返済完了後には、利息相当額(延滞利息は含まない。)を助成します。

(4) 申し込み方法

工事の完了検査合格後、1か月以内に必要な書類を添えて水循環室管理担当まで提出してください。

(5) 必要書類

- 申込人
- ① 水洗便所改造資金融資あっ旋申込書(様式第1号)
 - ② 水洗便所改造資金融資借入申込書(様式第2号)
 - ③ 納税証明書(最新年度のもので、未納のないこと)
 - ④ 印鑑証明書

- 保証人
- ① 印鑑証明書

※ 印鑑証明書は工事の完了検査に合格してから用意してください。

(6) 記入方法

申込人記入欄

- ① 必ず申込人本人が直筆で記入してください。
- ② 印鑑は実印を押印してください。
- ③ 氏名は印鑑証明書と同じ漢字で分かりやすく書いてください。
- ④ 項目すべてに記入し、特に電話番号、職業、平均月収額は漏れのないように記入してください。
- ⑤ 希望金融機関は指定金融機関の支店名まで記入してください。

保証人記入欄

- ① 必ず保証人本人が直筆で記入してください。
- ② 印鑑は実印を押印してください。
- ③ 氏名は印鑑証明書と同じ漢字で分かりやすく書いてください。
- ④ 項目すべてに記入し、特に電話番号、職業、平均月収額、借入申込人との関係は漏れのないように記入してください。

(注意) 借入申込書も同様に記入してください。

(7) 市のあつ旋できる金融機関

北 おおさか 信用金庫

支 店 名	所 在 地	電 話 番 号
吹田支店	吹田市朝日町5-32	06-6381-4321
片山支店	吹田市片山町3-16-19	06-6387-3441
豊津支店	吹田市垂水町2-2-37-101	06-6384-1462
江坂駅前支店	吹田市豊津町14-15	06-6386-3361
千里丘支店	摂津市千里丘2-13-19	06-6388-0581
正雀支店	摂津市正雀本町1-33-12	06-6381-4481

工事の完了検査合格後、1か月以内に必要な書類を添えて水循環室管理担当まで提出してください。